

埼玉県立志木高等学校  
いじめの防止等のための基本的な方針

令和2年4月1日  
埼玉県立志木高等学校

## 目次

はじめに.....	1
<b>第1 いじめの定義と基本的な考え方</b>	
1 いじめの定義.....	1
2 いじめに対する基本的な考え方.....	1
<b>第2 いじめの防止等へ向けた対策・内容に関する事項</b>	
1 いじめの防止等のための校内組織.....	2
2 いじめの防止等に関する措置.....	3
3 重大事態への対処	
（1）重大事態への対処の流れ.....	6
（2）調査の趣旨及び主体.....	8
（3）調査の実施について.....	8
<b>第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項.....</b>	<b>9</b>
<b>&lt;資料&gt; 年間行事予定.....</b>	<b>9</b>
<b>&lt;参考&gt;</b>	

## はじめに

本方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定に基づき、埼玉県立志木高等学校の実情に応じて、本校が定めるものである。

(学校いじめ防止基本方針)

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

## 第1 いじめの定義と基本的な考え方

### 1 いじめの定義

法第2条には、以下のようにある。

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### 2 いじめに対する基本的な考え方

法第2条のいじめに該当する事象は、成長過程にある生徒が集団で学校生活を送る上で、「当然発生するものである」と考え、「いじめほどの生徒にも起こりうる」という認識のもと、すべての生徒を対象にいじめの未然防止に取り組む。

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識する。ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。そのために、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。

また、発見や通報を受けた場合には、教職員が個人で判断したり、一部の教職員で抱え込んだりすることが無いよう、速やかに組織的に対応し、被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

## 第2 いじめの防止等へ向けた対策・内容に関する事項

### 1 いじめの防止等のための校内組織

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

本校の実情に応じ、いじめ防止等の対策を実効的に行うための常設の組織として「志木高等学校いじめ問題対策委員会」（以下「問題対策委員会」という。）を設置する。

問題対策委員会は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、各学年から主任を含む2名、及び養護教諭で組織し、個々の事案に応じて生徒指導部、学級担任、及び部活動の顧問等も加えることができるものとする。必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者、PTA、地域の方など外部専門家等の参加を図りながら対応することにより、より実効的ないじめ問題の解決に資するよう工夫する。ただし、埼玉県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が本校における調査が困難と判断した場合には、教育委員会の埼玉県いじめ問題調査審議会（以下「問題調査審議会」という。）による調査を行うものとし、その調査に協力する。

また、問題対策委員会では、本校の基本方針の策定及び教職員間の共通認識の促進、保護者、地域への周知、必要に応じた評価と見直しを担う。

問題対策委員会の具体的な役割は、次のとおりである。

- ア いじめ防止に関する取組みの実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- イ いじめの相談・通報の窓口にあたるとともに、情報の収集と記録、共有を行う。
- ウ いじめの疑いに係る情報があった時の対応を組織的に実施する。
- エ 年3回委員会を開催するが、いじめ事案が発生した場合は、緊急で開催し対応する。
- オ その他、必要に応じて委員会を開催する。

## 2 いじめの防止等に関する措置

### ア いじめの防止

#### ①何も起こっていないときの指導

- いじめを未然に防ぐことやいじめが起きたとしても早期に解決が図れるようにするために、教師一人一人が普段の指導について謙虚に振り返る。
- 生徒の悩みを親身になって受け止め、生徒の出すサインを、あらゆる機会を捉えて見逃さない。
- 自分の学級や学校にも深刻ないじめ問題が発生するという危機意識を持って当たる。
- いじめられている生徒を守り通すことを最優先に指導・支援する。
  - ※いじめに関する事例を分析してみると、教師が直接・間接にいじめを生み出している場合がある。
    - ・教師の不用意な一言が「いじめ」の発生を許容している場合
    - ・教師の言動が結果的に「いじめ」の発生を許容している場合
    - ・教師の指導が徹底されず、「いじめ」の土壌を温存させている場合

#### ②学級づくり

- 生徒が安心して学校生活を送れるよう配慮する。
  - ・生徒との共感 「先生は自分の気持ちを分かってくれている。」
  - ・居場所づくり 「いつも……してくれて、ありがとう。」
  - ・見守り 「いつもどこかで先生は見守っている。」
  - ・基準の明確化 「……してはならない。」 「こんな時にはこうする。」
- 意欲や元気の源になるエネルギーをたくさん与える。
  - ・分かる楽しさ 「分かった。」 「もっと分かりたい。」
  - ・自分のよさや他者との違い 「今まで気が付かなかった自分」 「級友の良さ」
- 生徒が自分の周りに起こる様々な問題を解決しながら、他者と調和的に生きていくための社会的能力を育てる。
- 生徒会活動など生徒が自主的に取り組むいじめ問題への取組みを支援する。

#### ③学習指導

- 「学ぶ喜びを味わわせる授業」をすることが、いじめを予防する手立ての一つとなることを学校全体で認識し、授業改善に当たる。
- 学習活動の中で進んで課題を見つけたり、主体的に考えたり、判断したり、表現したりして解決することを通して、豊かな心やたくましく生きる力を身に付けさせる。

④保護者同士のネットワークづくり

- 学級担任等がコーディネーター役となり、学級規模で保護者同士のネットワークづくりを進め、いじめを始めとする問題行動等の情報交換や対策について話し合うことなどを工夫する。
- PTA活動を通じて、いじめの防止等のための保護者の役割についての啓発を図る。

⑤インターネットを通じて行われるいじめの防止

- 生徒がインターネット上のいじめに遭遇しないよう情報モラルの徹底を図る。
- ネット問題について、生徒・保護者向け講演会を毎年度実施するとともに、「青少年のネットモラル啓発DVD」等の具体的な資料等の活用を図る。

イ 早期発見

- ①「Ts 2019」にある「いじめ発見のチェックポイント」を活用し、該当する項目があれば生徒に声を掛け、該当する項目が複数あるときには、生徒指導主任や学年主任に相談する。
- ②「Ts 2019」にある「いじめの見極めと状況別対応」を参考に、いじめの早期発見に向けた校内体制を確立する。
- ③「Ts 2019」にある「いじめの取組みのチェックポイント」を活用し、指導体制、教育指導の在り方、早期発見・早期対応に向けた体制、家庭・地域との連携の在り方について学校を挙げて改善に努める。

ウ いじめに対する措置

①いじめている生徒への指導（「Ts 2019」参照）

- 内容や関係する生徒について丁寧に把握し、人権の保護に配慮しながら、人の在り方・生き方として許されないことを理解させ、直ちにいじめをやめさせる。
- 内容によっては、警察等との連携を図る。

②いじめられている生徒への支援（「Ts 2019」参照）

- 「いじめられる側にも問題がある」という考え方は絶対に持たずに接する。
- 本人のプライドを傷付けず、共感的態度で話を親身に聴く。

③周りではやし立てる生徒への対応

- はやし立てることなどは、いじめ行為と同様であることを理解させる。
- 被害者の気持ちを考えさせ、加害者と同様の立場にあることに気付かせる。

④見て見ぬふりをする生徒への対応

- いじめは、他人事でないことを理解させ、いじめを知らせる勇気を持たせる。
- 傍観は、いじめ行為への加担と同様であることを気付かせる。

⑤学級全体への対応

- いじめは許さないという断固たる教師の姿勢を示す。
- 道徳教育や、LHRでの話し合いなどを通して、いじめについて考える。
- 見て見ぬふりをしないよう指導する。
- 自らの意志によって、行動がとれるように指導する。
- 行事等を通して、学級の連帯感を育てるとともに、好ましい人間関係を築く。

⑥他校の生徒が関わるいじめについての対応

- いじめに係る相談等において、他校の生徒が関わるいじめの事実があると思われるときは、本校の教職員が当該校への通報や、その他の適切な措置をとる。

⑦教育委員会への報告

- 法第23条第2項に基づき、いじめに対する措置の結果を教育委員会へ速やかに報告する。

### 3 重大事態への対処

#### (1) 重大事態への対処の流れ

ア 「重大事態」の意味を全関係者が理解しておく。

##### ○法28条第1項より

##### ①「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める」事態

例) 自殺の企図、身体への重大な傷害を負う、金品等の重大な被害、精神性の疾患の発症など

##### ②「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める」事態

※ 相当の期間：年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合なども含む。

- イ いじめを受けて重大事態に至ったという申出が生徒や保護者からあったときは、本校がいじめによる重大事態ではないと考えたとしても、重大事態が発生したものととして報告・調査等に当たる。
- ウ 重大事態が発生した場合、本校は教育委員会を通じて埼玉県知事へ事態発生について報告する。
- エ 本校は、問題対策委員会により当該重大事態に関する調査を行う。(個々の重大事態により、専門的知識及び経験を有する当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図る。)
- オ 上記エの調査は、客観的な事実関係を速やかに、正確に把握するための調査である。また、いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にするものであり、因果関係の特定を急がない。また、法第23条第2項に基づき、本校として既に調査している事案であっても、重大事態となった時点で、本校は調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。(ただし、法第23条第2項に基づく調査により事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りでない。)
- カ 上記エの調査に先立ち、アンケートにより得られた調査結果は、いじめを受けた生徒や保護者に提供する場合があることを調査対象となる生徒や保護者にあらかじめ説明しておく。
- キ 上記エの調査を行った問題対策委員会は、明らかになった事実関係をいじめられた生徒及びその保護者に適切に提供する。(適時、適切な方法で経過報告、結果報告をする。)
- ク 上記エの調査結果は、教育委員会を通じて埼玉県知事へ報告する。その際、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の調査結果に対する所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。



## 学校用

# 重大事態対応フロー図

## いじめの疑いに関する情報

- 第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を設置者へ報告

## 重大事態の発生

- **学校の設置者に重大事態の発生を報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）**
    - ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」(児童生徒が自殺を企図した場合等)
    - イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手)
- ※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

## 学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

### 学校が調査主体の場合

学校の設置者の指導・助言のもと、以下のような対応に当たる

#### ● 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

- ※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
- ※ 第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

#### ● 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
- ※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実をしっかり向き合おうとする姿勢が重要。
- ※ これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

#### ● いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供(適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい)。
- ※ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ※ 得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

#### ● 調査結果を学校の設置者に報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）

- ※ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

#### ● 調査結果を踏まえた必要な措置

### 学校の設置者が調査主体の場合

#### ● 設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力

※ 秋田県総合教育センター「児童生徒支援担当」『重大事態対応フロー図』より

## (2) 調査の趣旨及び主体について

### ア 調査の趣旨

調査は、重大事態に対処するとともに、本校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものであり、教育委員会の問題調査審議会に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

### イ 調査の主体

重大事態が発生した場合には、直ちに学校の設置者に報告し、本校が主体となって調査を行う。ただし、従前の経緯や事案の特性、いじめられた生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、本校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと教育委員会が判断する場合や、本校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会の問題調査審議会において調査を実施する。

本校が調査主体となる場合、法第28条第3項に基づき、教育委員会や問題調査審議会との連携を図り、協力について相談しながら実施する。

## (3) 調査の実施について

### ア 留意事項

重大事態が発生した場合に、関係のあった生徒が深く傷付き、本校の生徒や保護者、地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。そのため、生徒や保護者への心のケアと、落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

### イ 事実関係を明確にする

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、本校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐことなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

### ウ 自殺の背景調査における留意事項

亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。その際、「子どもの自殺が起きたときの背景調査の指針」(平成27年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議)などを参考するものとする。

### 第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

本校は、問題対策委員会において毎年度、志木高等学校基本方針にある各施策の効果を検証し、志木高等学校基本方針の見直しを検討する。検討の結果、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

#### <資料> 年間行事予定 (令和元年度3月下旬に策定)

4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新年度いじめ防止基本方針における取組み策定</li> <li>・「令和2年度学校基本方針」確認</li> <li>・いじめ防止教育(2学年・生徒指導部)</li> </ul>	<p>&lt;通年&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・授業、休み時間、SHRでの声かけや観察</li> <li>・担任や教科担当等による「気になる生徒」の共有、対応策の協議</li> </ul>
5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・PTA後援会総会での啓発</li> <li>・学校評価懇話会での意見交換(生徒・教員・保護者・学校評議員)</li> <li>・体育祭での居場所づくり(各学級)</li> </ul>	
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回生徒・保護者対象いじめアンケート調査</li> <li>・命を大切にする教育(3学年・生徒指導部)</li> <li>・SNS意識向上講演会(生徒指導部)</li> <li>・三者面談での保護者等の情報共有</li> </ul>	
7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回道徳教育(探究プログラム委員会)</li> <li>・ネットいじめ防止及びネット利用啓発 情報モラル啓発 DVD「そのつながり大丈夫？」(生徒指導部)</li> <li>・「学校いじめ防止基本方針」1学期評価・改善検討</li> </ul>	
9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化祭での居場所づくり(各学級)</li> </ul>	
10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2回道徳教育(探究プログラム委員会)</li> <li>・学校評価懇話会での意見交換(生徒・教員・保護者・学校評議員)</li> <li>・授業公開週間での情報共有</li> </ul>	
11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3回道徳教育(3年生)(探究プログラム委員会)</li> <li>・いじめ撲滅強調月間の取組み</li> <li>・第2回生徒・保護者対象いじめアンケート調査</li> </ul>	
12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「学校いじめ防止基本方針」2学期評価・改善検討</li> <li>・第4回道徳教育(探究プログラム委員会)</li> <li>・命を大切にする教育(1学年・生徒指導部)</li> </ul>	
1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第5回道徳教育(探究プログラム委員会)</li> </ul>	
2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校評価懇話会での意見交換(生徒・教員・保護者・学校評議員)</li> <li>・今年度の問題と新年度の取組みを検討(いじめ防止委員会)</li> <li>・今年度の成果や課題と新年度の取組みを検討(企画委員会)</li> <li>・「学校いじめ防止基本方針」年間評価及び公表</li> </ul>	
3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第6回道徳教育(1・2年生)(探究プログラム委員会)</li> </ul>	

## ＜参考＞ 学校基本方針作成上の視点

- 1 学校いじめ防止基本方針の策定に当たっては、下記資料などを参考とする。
  - ・「いじめの防止等のための基本的な方針（平成29年3月改定）」 文部科学省
  - ・「埼玉県いじめの防止等のための基本的な方針（平成29年7月改定）」 埼玉県
  - ・国立教育政策研究所作成の資料（生徒指導リーフ増刊号, 10号, 11号, 12号, 生徒指導支援資料4）
  - ・「彩の国生徒指導ハンドブック『I's 2019』」
  
- 2 学校基本方針の内容を生徒指導全体計画や生徒指導のグランドデザイン、生徒指導年間計画等に位置付け、基本方針に盛り込む。
  
- 3 いじめの未然防止には、生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、教育活動に主体的に参加・活躍できる学校づくりが基盤となることを念頭に置き、作成する。

わかる授業づくり、すべての生徒が参加・活躍できる授業を工夫するための方策を盛り込む。また、生徒が互いに関わり合いながら絆づくりを進め、「他人から認められている」「他人の役に立っている」、といった自己有用感を獲得していくことができる取組みを盛り込む。